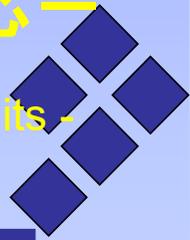




# 次世代のシステム監査研究プロジェクト報告 —システム監査を取り巻く環境の変化への対応—

Responding to changes in the environment surrounding System Audits -



2020年11月6日

次世代のシステム監査研究プロジェクト

主 査: 荒牧 裕一 (大手前短期大学)

## 研究会メンバー（アイウエオ順）

---

**【主 査】** 荒牧 裕一（大手前短期大学）

**【副主査】** 浦上 豊蔵（NPO 情報システム監査普及機構）

**【メンバー】**（2020年10月末現在）

片岡 学（ICTオーディットラボ）

雑賀 努（株式会社ニイタカ）

深瀬 仁（パナソニック株式会社）

福永 栄一（大阪成蹊短期大学）

福本 洋一（弁護士法人 第一法律事務所）

松田 貴典（大阪成蹊大学）

吉田 博一（公立学校法人大阪）

## 本研究プロジェクトについて

---

- 情報システムの基盤に関わる新たな技術の登場・普及と、新たな制度の導入に伴い、システム監査の位置付けや監査の方法についても新たな視点が求められるようになっている。
- 本研究PJは、関西地区のメンバーにより、このようなシステム監査を取り巻く環境の変化への対応を研究し情報共有を図っている。
- プロジェクト初年度は、日本公認会計士協会が公表した「次世代の監査への展望と課題」に関する研究をはじめ、リクナビ事件、著作権法改正（ダウンロードの違法化）等の2019年度に発生した事件・規制等を整理・検討した他、コーポレート・レピュテーション等、のシステム監査人が留意すべき新たな企業価値について研究した。それらの概要を報告する。

# 活動実績

(2019年4月~2020年10月)

## 2019年度の活動実績（1）

---

### 【第1回（合同研究）】

- ・日時：2019年4月15日
- ・テーマ①：「**次世代のシステム監査の論点整理**」
- ・内容：当面の研究内容として、日本公認会計士協会が1月末に公表した「**次世代の監査への展望と課題**」を題材に、システム監査との関わり等について研究していくこととなった。
- ・テーマ②：「**研究大会での発表内容の検討**」
- ・内容：6月の大会報告の内容について調整をした。

### 【第2回（合同研究）】

- ・日時：2019年5月22日
- ・テーマ：「**次世代の監査への展望と課題（1）**」
- ・内容：第II章「次世代の会計業務と監査への影響」、第III章「監査技法の進化の必要性」を中心に意見交換を行った。

## 「次世代の監査への展望と課題」

---

### Ⅱ 次世代の会計業務と監査への影響

1. 大企業向け ERP システムの発展の方向性
2. クラウド技術を利用した会計システムの方向性
3. RPA の活用
4. ブロックチェーンの活用

### Ⅲ 監査技法の進化の必要性

1. AIと会計・監査
2. 分析的手続の高度化
3. CAの必要性
4. 重要な虚偽表示の発生予測モデルを用いた  
開示分析

(出典:「次世代の監査への展望と課題」目次)

## 2019年度の活動実績（2）

---

### 【第3回（合同研究）】

- ・日時：2019年7月11日
- ・テーマ①：「次世代の監査への展望と課題（2）」
- ・内容：前回に続き、上記資料について意見交換を行った。
- ・テーマ②：「RPAについて」
- ・内容：RPAツールの「Ui path」のデモを行った。

### 【第4回（発表：松田貴典）】

- ・日時：2019年9月4日
- ・テーマ①：「次世代の監査への展望と課題（3）」
- ・内容：前2回に続き、上記資料について意見交換を行った。
- ・テーマ②：「フィンテックについて」
- ・内容：フィンテックの現状とリスクについて意見交換を行った。

## 2019年度の活動実績（3）

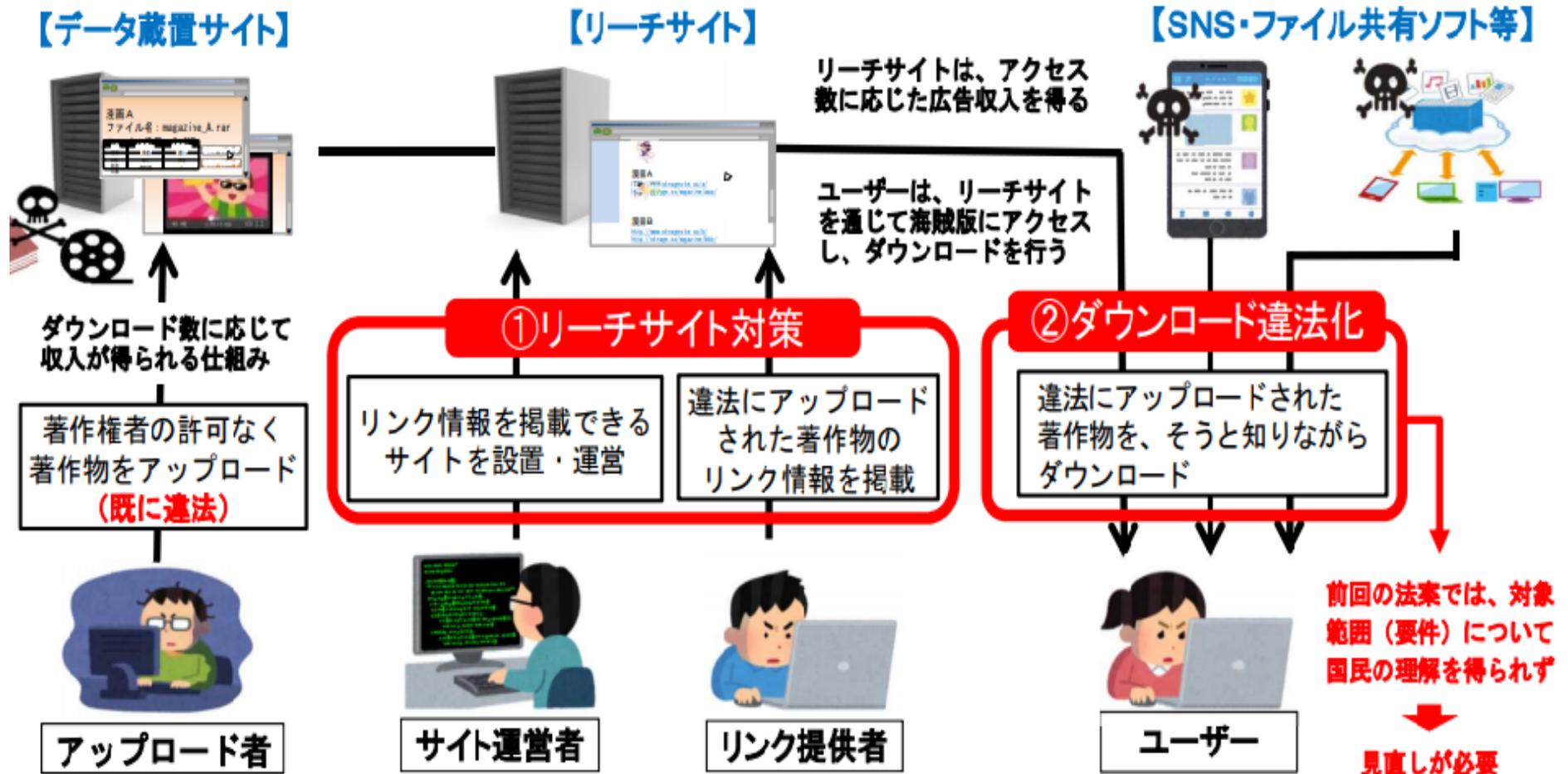
---

### 【第5回（合同研究）】

- ・日時：2019年10月28日
- ・テーマ：「セブン・ペイ」「リクナビの内定辞退率予想提供」について
- ・内容：最近話題となった2つの事件について、システム監査の立場からどう改善すべきか討議した。

### 【第6回（発表：荒牧裕一）】

- ・日時：2019年12月12日
- ・テーマ：「著作権法改正案について－ICT関連規定を中心に－」
- ・内容：漫画村事件等をきっかけにした静止画像のダウンロードの違法化やリーチサイトの等のインターネット上の海賊版対策の強化に関する著作権法の改正に加え、ここ数年の改正内容についてICT関連のものを中心に発表・討議した。



(出典:文化庁「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 御説明資料」)

2年10月1日施行)

### 【リークサイト・リークアプリの定義】

- ・ **公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト・アプリ**
- ・ **主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト・アプリ**

### 【規制内容】

リンク提供者	<b>民事措置(差止請求・損害賠償請求)</b> ※ 侵害コンテンツにつき故意・過失がある場合に限る。 <b>刑事罰(3年以下懲役・300万円以下罰金)【親告罪】</b>
サイト運営者 アプリ提供者	<b>刑事罰(5年以下懲役・500万円以下罰金)【親告罪】</b> ※ 侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置するなどの場合には、民事責任を負う(権利者は差止請求が可能)。 ※ いわゆる「プラットフォーム・サービス提供者(Google等)」には、基本的に今回の規制は及ばない

3年1月1日施行)

### 【改正前（平成22年1月1日施行）】

#### 第三十条

…次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 三 著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の**録音**  
**又は録画**を、その事実を知らずに行う場合

※対象は、デジタル方式の「音楽」「動画」のみだった

### 【改正後】

#### 第三十条

- 四 著作権（翻訳以外の方法により創作された**二次的著作物を除く。**）を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の**複製（軽微なものを除く。**以下「**特定侵害複製**」という。）を、特定侵害複製であることを知らずに行う場合（**著作権者の利益を不当に害しない特別な事情がある場合を除く。**）

※4号が追加され、静止画のダウンロードも原則違法となる

※ストリーミングは対象外（複製ではないため）

- 
- **二次創作・パロディ（翻訳は除外しない）**
  - **数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマ（ごく小部分）等「軽微なもの」**
  - **故意でない場合（アップロードが適法か違法か不明な場合や、適法だと誤認した場合）**
  - **特別な事情がある場合**

**【例1】** 詐欺集団の作成した詐欺マニュアル(著作物)が、被害者救済団体によって告発サイトに無断掲載(違法アップロード)されている場合に、それを自分や家族を守る目的でダウンロードすること

**【例2】** 無料の大学紀要に掲載された論文(著作物)の相当部分が、他の研究者のウェブサイトに批判とともに無断転載(引用の要件は満たしていない＝違法アップロード)されている場合に、その文章を全体として保存すること

(出典:文化庁「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 御説明資料」)

## 2019年度の活動実績（4）

---

### 【第7回（発表：松田貴典）】

- ・日時：2020年1月29日
- ・テーマ：「**コーポレート・レピュテーション・マネジメントと無形資産の評価**」
- ・内容：企業で、コーポレートガバナンス、ITガバナンス・情報セキュリティガバナンス、内部統制、CSR, コンプライアンス等が、どのように定義等されているのかについて発表・討議した。

（新型コロナウイルス感染防止に伴う中断）

### 【第8回（合同研究）】

- ・日時：2020年10月12日（Zoom開催）
  - ・テーマ①：「**研究大会での発表内容の検討**」
  - ・内容：11月の大会報告の内容について調整をした。
  - ・テーマ②：「**コロナ禍とシステム監査**」
  - ・内容：リモートワークで生じるシステムのリスクや、リモートによる監査の方法論について体験を踏まえて意見交換をした。
-

## 企業価値を高めるレピュテーションの施策と評価

---

- ・**コーポレート・レピュテーション**は、主として経営者、従業員による過去の行為や行動の結果をもとに、多様なステークホルダーによって導かれる「**評判**」であり、持続的可能な競争優位を高める要因である。
- ・コーポレートガバナンスが重要となる現在、企業の生産性やブランド・エクイティなどを高め、企業価値の向上が実現できるコーポレート・レピュテーション・マネジメントが求められる。この失策は、「**負のレピュテーション**」を招く。
- ・コーポレート・レピュテーションの評価には、
  - ① Fortune誌の評価と指標
  - ② The Wall Street Journal誌の評価指標(RQSMスコア)
  - ③ 世界で最も高い評価の企業ランキング  
「Global RepTrak 100 Report」  
等がある。

## Fortune誌の評価の指標

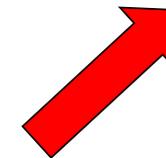
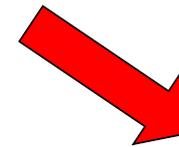
1982年にはじめられ、現在も活用されている  
**Fortune**誌の「最も称賛される企業」の指標

### ■ 経済的属性

長期投資価値／財政の健全性／  
資産の効率的活用

### ■ 非経済的属性

経営者の資質／製品とサービスの品質／  
革新性／卓越した従業員の能力  
社会的責任／グローバル性



コーポレート・レピュテーション

(出典:松田貴典「コーポレート・レピュテーション・マネジメント—企業価値を高める「企業の評判」のマネジメント—」)

## レピュテーションの資産性と無形資産の取扱い

---

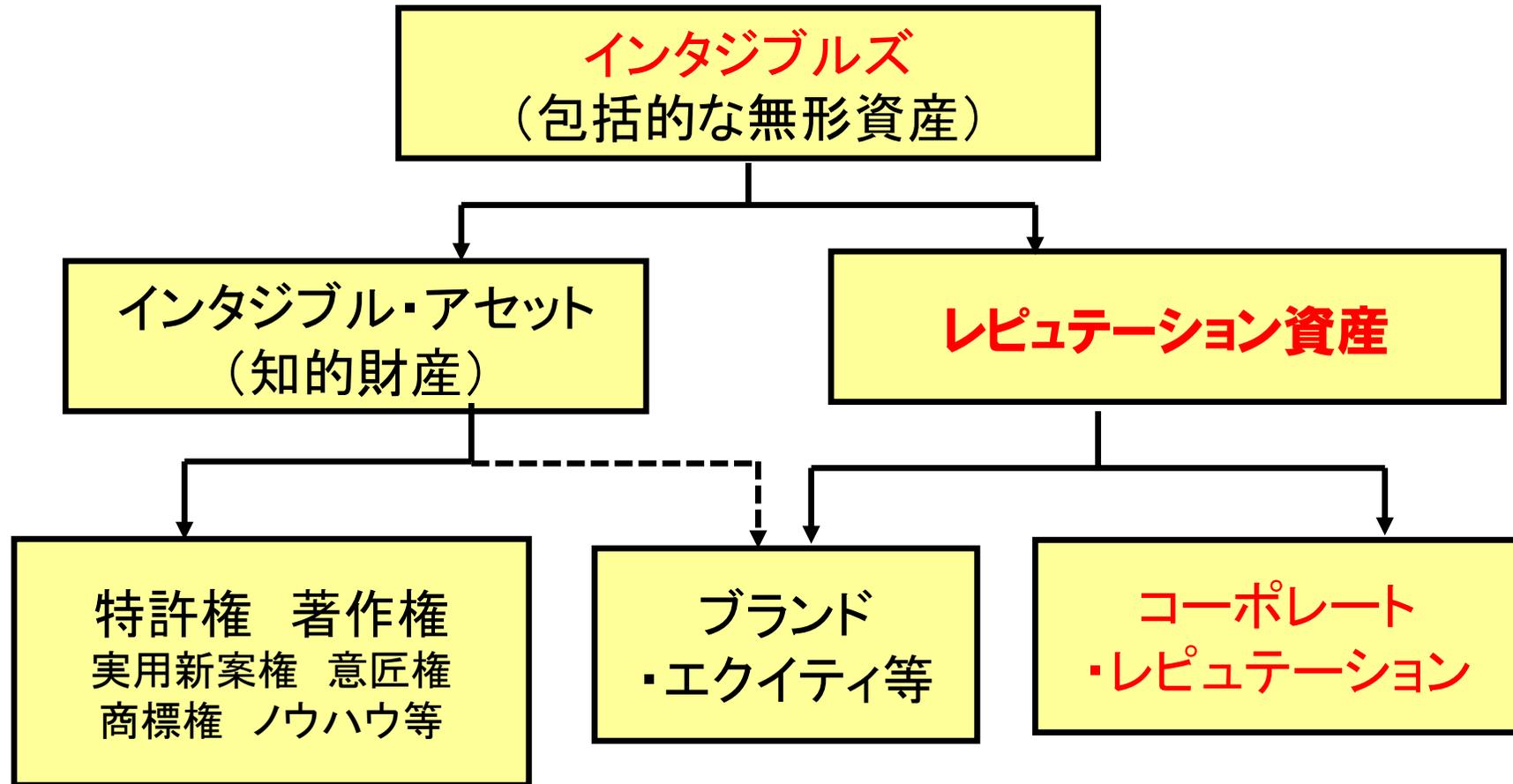
・コーポレート・レピュテーションは、**インタンジブルズ (Intangibles: 包括的な無形資産)**の一つである。

今日、経営戦略からコーポレート・レピュテーションをはじめ、無形資産の重要性は、非常に高まっている。

・無形資産には、**①法律上において権利を有するもの、②事実上の経済価値を認められた超過収益力の源泉、**の二つがある。しかし、わが国では、ソフトウェアや企業結合により受け入れられた無形資産を除き、一般的な定義を明示したものはない。

・一方、国際会計基準では、無形資産を「**物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産**」と定義し、備えるべき要素として**①識別可能性、②支配、③将来の経済的便益**の3つを挙げている。

## コーポレート・レピュテーションの資産性



(出典: 櫻井通晴著「コーポレート・レピュテーション」中央経済社 一部改訂、  
松田 貴典「コーポレート・レピュテーション・マネジメント—企業価値を高める「企業の評判」のマネジメント—」)

## リモートワークで生じるシステムのリスク

---

- **ポリシー等が整備されないまま、なし崩し的に実施**
    - ツールや外部サービスの新規利用
    - 資料の持ち出し
    - 外部の取引先とのデータ共有
    - リモートワーク場所のWi-Fi環境
  - **暫定ルールが定着・先例化**
  - **VPNの問題**
    - VPNに負荷
    - VPNと会議室システムの干渉
    - VPNを切るとウイルスソフト等がリアルタイム更新できない
  - **外部ネットワークとの接続部分に負荷が集中**
  - **業績悪化により、十分な対策費用が出せない**
-

## 今後の活動について

---

- ・2020年度後半は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえて、遠隔（Zoom開催）とリアル開催を組み合わせる研究会を開催していく。
  - ・引き続き、新技術や新制度のほか、タイムリーな事件を取り上げ、システム監査の観点から検討する。
  - ・また、コロナ禍で生じたリモートワークで生じるシステムのリスクやリモートによる監査の方法論についても現在進行形で整理していく。
  - ・当初の活動期間は2年を予定していたが、コロナ禍での中断があったため、期間の延長も検討する。
-

ご清聴ありがとうございました。